草加市総合教育会議傍聴規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第16 2号)第1条の4の規定により公開する草加市総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

- 第2条 市長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。
- 2 傍聴希望者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴証)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得て、傍聴証の交付を受けなければ ならない。
- 2 傍聴者は、会議の傍聴中傍聴証を左胸部に着用し、会議終了後、傍聴証を係員に返却 しなければならない。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第4条 会議を傍聴する者は、会場内において、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - (3) プラカード、旗等を持ち込み、又ははちまき、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (4) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
 - (7) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ市長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 市長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わ ないときは、当該傍聴者を退場させることができる。 附 則

この規則は、平成27年 月 日から施行する。